

# セトルメント・隣保事業の経済的事業と協同組合

## Economical Programs of Social Settlement and Cooperative Movement

柴田謙治

Kenji SHIBATA

### はじめに—研究の背景，過程と目的，対象，方法

柴田謙治（2017）で述べたように，今日の日本では貧困に対応する社会福祉や地域福祉，そして「支え合い」ととどまらない人権思想についての考察が求められるが，日本で現存するセトルメントの多くにおいては，そのような実践の蓄積は困難であった。

そのため柴田謙治（2017）では，日本でセトルメントが貧困問題に取り組んでいた時代に遡り，①隣保事業の定義では，セトルメントの定義に比べると，「貧困地域における取り組み」よりも「総合性」が強調される傾向があり，②セトルメントの輸入性もあって，「貧困な地域住民の社会的・精神的生活の向上」と「近隣関係の涵養」「社会改良」という，異なる目的を達成できるのかについて現場の職員が苦悩し，「目的・理想と実態の乖離」も論じられたことを明らかにした。そこから③隣保相扶や総合性を重視する隣保事業と，民主主義思想に基いて貧困な人に教育的な役割を果たすセトルメントの違いを明確にする「セトルメント・隣保事業の峻別」も議論され，④牧賢一は，無産者階級への教育に取り組むべきであるのに，無産者運動に比べると微温

的に留まらざるを得ず，その役割も限定的な「隣保事業の行き詰まり」を嘆き，論争を招いたことも明らかにした。⑤この論争は，当時の日本の思想的状況下では，キリスト教社会主義や協同組合思想は屈折しながらも辛うじて生存可能であったのに対して，マルクス主義的なセトルメント論は生存が極めて困難であったことを示していた。⑥戦時体制への移行と共に，隣保事業の思想的保守性が前面に出るようになったことも，掘り起こした<sup>1)</sup>。

柴田謙治（2018a）では，①セトルメントの対象論では，組織を作る能力を重視して最も貧困な階層を「対象外」とみなす見解と，広範な大衆の窮乏化と連続する「貧困な階層」とみなす見解が併存していた。②セトルメントの対象論が問われた時期は救護法の実施直後であったため，貧困のどのような側面に社会政策とセトルメントがそれぞれの役割・機能を果たすのかという議論は深まりにくかった。③方面委員令の公布により，隣保事業が方面事務に吸収されかねない状況もあった。④セトルメント・隣保事業の公営・私営をめぐる論争は，両者の長所と短所を勘案し，「人の問題」に帰結した。⑤セトルメントで用いられるソーシャルワークの方法として，グルー

ブ・ワークとコミュニティ・オーガニゼーションが挙げられた。⑥セツルメントの教育的側面も重視され、近隣性を涵養するコミュニティ・センターへの途も第二次世界大戦前から示されていた、という知見を得た<sup>2)</sup>。

そして柴田謙治(2018b)では大林宗嗣と志賀志那人のセツルメント論から、①セツルメントの精神(価値)としての、友愛・自由・平等と実存主義的な人格論、社会民主主義の立場からの人権思想の提起、②セツルメントの目的としての、無産階級への開発的な社会教育と協同組合という方向、③「客体」の認識についての構造的な認識と後のケイパピリティ論やエンパワメント論、「住民主体」とのかかわり、④「社会政策と社会事業、セツルメントの関係」と後の先導性・開発性、補充性とのかかわり、⑤「方法」についての、コミュニティワークと社会改良、協同組合における自治性とセツルメントの運動性、という知見を得た。

本稿では、筆者が2016年12月に日本福祉大学附属図書館で一般利用者として登録し、第二次世界大戦以前(戦前)を代表する『社会事業』『社会福利』『社会事業研究』に掲載されたセツルメントや隣保事業に関する論文を閲覧・複写したなかで、「セツルメントと協同組合との関係」についてふれられているものを選択し、考察をおこなった。なお賀川豊彦については稿を改めて詳論するため、本稿ではふれない。

本稿は文献による歴史研究のため、「金城学院大学研究倫理指針」(2015年12月21日制定)ならびに「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」(2018年5月27日施行)、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」(2018年5月27日施行)、「社会事業史学会研究倫理指針」(2015年5月10日施行)を遵守して、執

筆した。特に倫理面では「引用」や「差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語」に配慮した。

通常の研究では、仮説や研究の枠組みの提示がおこなわれるが、歴史研究の多くは必ずしもそのような方法を用いず、文献を読みこみ、その内容に即して枠組みを構築し、執筆されるため、本稿もそれを踏襲した。なお本稿で扱う時期については、大正デモクラシーや昭和恐慌など、元号とのかかわりもあるため、末尾の【文献】には西暦と元号を併記した。

## 第1節 セツルメント・隣保事業における協同組合と経済的事業、自治への期待

### (1) セツルメント・隣保事業における協同組合への期待

昭和初期には、志賀志那人だけでなく多数のセツルメントや隣保事業関係者が、協同組合に期待した。セツルメントのマクロな実践としてはコミュニティ・オーガニゼーションや社会改良が想起されがちだが、実は協同組合もまたマクロな実践として期待されていたのかもしれない。

賀川豊彦の協働者であった吉田源治郎はセツルメント事業の歴史の三段階の進展を、①救済事業を主とした時代、②教育事業を主とした時代、③協同組合運動を主とした時代に区分し、今後のセツルメントの方向として第三段階の協同組合運動を位置づけた。吉田が協同組合運動を重視したのは、組織がないため無力な立場におかれた人たちに組織を与えるためであった(1930:32, 36)。同じく賀川豊彦の協働者であり、本所基督教産業青年会の主事であった木立義道も、協同組合に期待した(1930:63)。

当時日暮里の愛隣団の主事であった谷川貞夫も、セツルメントの教育運動と協同組合が

無産大衆自身の力による運動であり、無産者の自己解放を発展させると考えて、セツルメントにかかわる小集団を統一ある総合組織にするために、教育運動に加えて協同組合の重要性を示唆した（1930：68－9）。また猿江善隣館の藤野井行仁も、貧困な人たちが文化人になる機会を助成することを隣保事業の役割としたうえで、都市隣保事業の進路として協同組合化を挙げた（1934：57－8）。上野光規も、消費組合に期待した（1935：42）。

## （2）セツルメント・隣保事業における経済的事業への期待

昭和初期には、多数のセツルメントや隣保事業関係者が経済的事業にも期待した。三好豊太郎は、当時セツルメントの経済活動は緒についてきたが、対象者の認識を深め、統一・組織的に進行する必要があると述べた（1931：9）。

翌年に印具昭夫は、セツルメントの事業は「地域で何が必要なのか」によって定められるが、当時最も重要な事業は経済的な保護と指導であると述べた。文化的事業を等閑視してよいわけではないが、教化の実践だけでは困難な状態だったのである（1932：17－8）。同じ年に木立義道は、セツルメントの経済運動は重要性を認められつつあるものの、施設に多額の費用がかかり、経営にも専門的な知識と技術を要するため、財政面でも人材面でも貧弱な日本のセツルメントには容易に手を出せないと述べた。木立によるとセツルメントの任務は、知識の向上や意識面での教育を含めた「協同組合による経済運動」であった（1932：48－9）。

田中法善もまた、理論は「隣保事業は経済的施設である必要はない」と教えるが、当時の情勢を考えると、経済的意義を軽視・無視すると隣保事業は「クラブ等の輸入理論の見

本市」以上の存在にはなれないため、隣保事業が経済的事業に関心をもつことを大衆の生活の根底にふれる手段として推奨した（1935：18－9）。

森健蔵は、当時の都市隣保事業が経済的施設と言われながらも、地区大衆の消費部門にしか貢献できず、生産部門には貢献できていないと述べ、都市隣保事業の対象となる地区の簡易手工業で組合組織を設立しても、個人として従事する際の労働賃金を上回ることは困難であることを指摘した。隣保事業の経済的施設で授産事業をおこなう前に、可能な範囲で職業の再教育をおこなうことが必要であるとして、事業者が自己陶酔的な主観から抽象的主張を押し付けては地区の大衆に届かないという現実、異議申し立てをしたのであった（1936：32－3）。

## （3）協同組合と経済的事業の自治性

協同組合や経済的事業に期待されたのは、組織運営や事業の実施の過程における「自治の涵養」であった。1929（昭和4）年に『社会福祉』第13巻第12号に掲載された「隣保事業座談会」では、住民が委員会に参加する「自治的経営」が話題となり、住民の意見を聴くことを重視する「自治的経営」と、財政的な負担を担う「経済的自治」という論点が示された（隣保事業座談会 1929：71－2, 80）。愛国婦人会隣保館主事であった竹中竹も、協同経営を支持した（1930：66）。

松本徳二は、無意識的に国家的統制に引き込まれた隣保事業もあるが、協同組合と密接な関係をもつ隣保事業もあると述べた。松本によると隣保事業は、資本主義の隆盛期には個人的・人格的指導から階級的指導になり、国家的政治的統制を受けつつも、労働者自身の社会運動に参与した。しかし資本主義の没落期に隣保事業は、救済・保護機関に転向し

て国家的教化機関に置き換えられるか、協同組合化による民主主義的機関になるかの二つの道に直面したのである。当時の社会的不平等のなかで社会運動や社会事業の存在価値は大きく、セツルメントは文化的方面、特に集団的教育方面を受けもち、各事業の民主化、つまり協同組合化の方向が期待されるというのが松本徳二の主張であった(1933:11-4)。

四恩学園の林文雄は、セツルメントの基調をなす原則は相互扶助(愛)と自主自治の精神であると喝破した。そして個々のセツルメントは形式的には発展したが、セツルメントの精神の把握が乏しく、現実の社会生活に働きかけるように組織や計画が建てられていないため、社会的勢力としては希薄であり、行き詰っているようでもあると危惧した。独創性や地域的特色のない、直訳型セツルメントと言われなかったにも、林は四恩学園の運営において地区委員を選出し、組合組織を採用した(1935:99-100)。

協同組合の運営に関しては、貧困な人々の参加の困難さが指摘されがちであった。しかし瀬邊恵信は隣保館共存園の廃屋を活用し、あえて極貧者の消費組合として「共存消費組合」を設立した。安く買うことで加入金にあたる50銭を貯金し、組合への加入金を払えない人にも消費組合に加入する路を開いたのであった(1932:52-3)。

## 第2節 三谷此治「隣保事業の参与すべき経済運動の研究」について

### (1) 三谷此治「隣保事業の参与すべき経済運動の研究」について

昭和初期に社会事業関係の主要な雑誌に掲載されたセツルメント・隣保事業関係の論文のなかでは、1931(昭和6)年の2月、4月、5月、6月、8月に分割して『社会福利』に掲載された、三谷此治「隣保事業の参与すべき

経済運動の研究」が最もまとまった著作である。以下、その概要を示したい。

三谷此治は1931(昭和6)年2月に掲載された「隣保事業の参与すべき経済運動の研究」において、「人格的独立の尊厳」と「経済的独立」のどちらかを根本として還元することはできず、別問題として論じざるを得ないなかで、人格的独立や人格価値の尊厳は経済的解決によって基礎づけられると述べた(1931a:144)。かつてマルクス主義は経済的独立を根本とし、キリスト教や実存主義は人格的独立の尊厳を根本としたため、どちらが根本なのかの議論に決着をつけることは困難であったが、三谷は単一方向的な議論にとどめず、「複眼性」やアマルティア・センが主張する「人間の複数性」につながる認識を示していた(Sen 1992 = 1999: x, 1, 25, 209)。

三谷はまた、家内工業から大量生産へと発達するなかで、不熟練労働者の貧困には個人的な欠陥だけでなく社会的な責任も含まれるという認識が、当時の社会事業家の間で一般的となることで、隣保事業が積極的・総合的な事前防止運動として現れたと論じた。三谷は人格的な独立を損なわれた人に教化と物質的救助をおこなう隣保事業を、経済学からの社会改造に貢献できる運動と考えて、理論と実践の研究を目指したのである(1931a:116)。

隣保事業論における三谷の特徴は、教化のような精神的運動だけではなく、経済運動も重視したことであった。三谷によると経済運動とは、貧困な人たちに「生産・分配・交換」の法則を徹底させる運動であり、事後的な物質的救助や抽象的な教化運動にはその運動を期待することはできないため、協同組合の力を貧しい隣人に延長し、社会を向上させる自発的運動として展開することを期待したのである。そして協同組合と同様に文化や人道精神

の改造の第一線で奮闘する隣保事業が、既成の法則に制約されず、自由な運用の権限が付与された立場から、経済改造の運動にどのような方法でどの程度まで貢献したのかを主題として、研究を進めたのであった（1931a：117-8）。

三谷は「隣保事業の文化的意義の考察」で隣保事業が教化に貢献する意義を述べ（1931a：122）、「隣保事業運動の沿革史」ではセツルメント運動のイギリスにおける生成とアメリカでの展開史をレビューし（1931a：126）、「隣保事業運動の本質的考察」において、貧困が個人の問題だけではなく、環境や制度の影響によって生じることを強調して、隣保事業の運動を教育運動、経済運動、衛生普及運動、教養娯楽運動、二世（子どもたち）の教養の指導保護等に概括した（1931a：134, 138）。

続く「隣保事業の本質的観察」においては、隣保事業を市民の文化的増進と経済状況を漸次に改善向上する運動であり、①教育及意味、②道徳、③宗教、④産業に分類される総合運動と規定した。①②③は文化運動であり、④は経済運動である。また「隣保事業の教育的方向」では、形式的な教育にとどまらない「接触」が強調された（三谷 1931a：141, 143）。

三谷はまた、隣保事業では宗教には寛大な態度が必要であり、教派にとらわれず、自らが所属する教派の信仰を強制しないことが重要だと述べた。物的方面から検討すると、隣保事業は経済的社会改造運動の実験場として重大な地位に置かれており、産業の本質を競争ではなく協力と認識するならば、市場の拡大と分業の発展が社会的協力の障壁となる。そのため三谷は協同組合運動によって最低賃金を設定させ、分業にとどまらない協力をすすめることを提唱したのである（1931a：151, 155, 158）。

## （2）三谷此治「隣保事業の参与すべき経済運動の研究（其の二）」について

三谷は『社会福利』第15巻第4号に掲載された「隣保事業の参与すべき経済運動の研究（其の二）」において、「隣保事業が管理すべき経済運動」について考察した。「経済運動の本質的考察」では、経済組織の改造運動の目的を「客観的妥当性に富んだものであり、実現の可能性が高いものでなければならない」と規定した。そのうえで「隣人及経済両運動の責任に就いて」では、最低限度の生存や健康が保障されない者が多数いるなかで、隣保事業は経済改造運動の責任を果たすために、住民の食糧問題や健康保全問題、環境問題の解決に取り組まなければならないと述べた。家庭の改善や消費組織の改造、児童教育や娯楽設備などは、経済改造運動の「補助作用」に位置づけられた（三谷 1931b：148, 150, 154, 156）。

そして住民が貧しい食生活から解放され、普通の人間としての食生活を営めるように要求する権利を有することが「消費組織改造の理由」であり、賃金問題の解決と消費購買組織の改造が必要とされるものの、賃金問題は早急に解決できないため、消費組織の改造に取り組むことを提案した。オウエンに依拠して、「消費組合運動の本質」は利潤の撤廃、消費のための生産、消費者の共栄共存、労働者の互助的精神による団結であり、消費組合によって小資が漸次に増大することが「消費改造の可能力」であると述べたのである（三谷 1931b：157, 160-4, 166）。

## （3）三谷此治「隣保事業の参与すべき経済運動の研究（其の三）」について

この論文では、セツルメント運動と消費組合運動の比較研究がおこなわれており、「比較」とどまらず、両者の相補性が示唆され

ている点が興味深い。前者は階級間の対立のなかで異なる階級を精神的に結びつける運動であり、後者は経済的分裂により悲惨な状態に陥った不熟練労働者の経済的基礎を樹立するための運動である。経済運動の一部である消費組合運動に対して、隣保事業が共に理想を実現するように働きかけることで、物質面と精神面の両面から必要を充足できるという指摘は重要である（三谷 1931c : 63, 67）。

三谷によると、隣保事業による教育は社会自身が生み出した「外部からの刺激」であり、協同組合の教育は「被教育者自身の自覚的要求から生まれたもの」だが、両者の理想は一致する。隣保事業が文化的恩恵を民衆化する運動であるのに対して、消費組合運動は利益の個人的独占を抑制し、最大多数の最大幸福を目標とするという違いはあるが、民主主義思想の具体化を、隣保事業は精神的方面から、消費組合運動は経済組織からすすめるという関係にある。特に消費組合運動は、民主主義思想を代表する能力をもつ。消費組合運動と労働運動を比較すると、前者は財政が安定し、人格の向上にも取り組むが、後者には労働生活の全体的向上のための集会的努力であり、資金が乏しいという弱点もある（三谷 1931c : 68, 70, 73 - 4, 76, 82 - 3）。

隣保事業は「総合的改善運動」と呼ばれ、従来の社会事業運動に対する新勢力であったが、消費組合運動もまた従来の政治・労働運動に対する新勢力であった。「隣保事業の運動には、経済運動の更に徹底的態度を採用することに依つて若干の変化を所望し得ると信ずる」というのが、この論文における三谷の結論である（1931c : 84, 88）。隣保事業と消費組合運動を孤立的に捉えるのではなく、また過度に同一のものとして捉えるのでもなく、共通する課題に対して、それぞれが異なる側面から役割を果たすという「相補性」の主張

であり、そのためには相互に学び合うことが重要性である。

#### (4) 「隣保事業の参与すべき経済運動の研究（完）」について

三谷此治「隣保事業の参与すべき経済運動の研究（其の四）」では、当時の世界と日本における消費組合運動の動向が紹介されているだけなので、ここでは詳論しない。三谷による連作の最終章に当たる「隣保事業の参与すべき経済運動の研究（完）」では、「心物両運動の総合的批判」として、隣保事業に「与える」「助ける」という優越感が潜むことを指摘し、「救いを受ける」立場の複雑な精神面に言及して、隣保事業による感化が浸透しにくいいため、感化を徹底させることが提唱された。「上から」を批判した三谷が「上から」の感化を徹底させることは矛盾するようだが、三谷はこの部分をアメリカのセツルメントを素材に執筆したため、「感化の浸透」は「アメリカ社会や文化への適応」を意味するとも理解できる。ただし三谷が貧困層を「アブノーマルな階級」と呼び、「宗教や道徳の下で、正しい裁きを受けなければならない」と断じたのは、差別的に感じられる（1931e : 27 - 8, 31, 37）。

三谷の結論は、「隣保事業運動の対外浸徹力を強大ならしむる補助作用を成すものは、消費組合運動を以てせねばならぬ。これが隣保事業の参与すべき経済運動のメイン・ポイントである」というものであった。経済的理想を唱える協同組合運動が隣保事業運動と協力することで精神化の世界に直面し、精神的理想を求める隣保事業運動が協同組合運動と協力することで、精神的理想を達成する基盤を確立して、両者がオリジナリティを与えあうという理想が示されたのであった（1931e : 43, 47）。この認識は、次節で述べる日本に

おける議論よりも水準が高いが、その分、三谷の貧困層についての認識の限界が残念である。

### 第3節 セツルメント・隣保事業論における協同組合の現実と課題

#### (1) 協同組合の現実と課題

昭和初期のセツルメント・隣保事業論では「協同組合への期待」が語られたが、その後は「協同組合の現実と課題」が語られるようになった。大田兼一は「隣保事業の運行と実績を述べて理論に及ぶ(2)(3)(4)」という連作を公表し、消費組合の難しさとして、①組合事務所の所在地が組合員の物資購入上地理的に便利な土地にあるか、②物貨購入上の手続きが、他の小売業者のそれに比べて簡単かつ便利か、③組合の設置にあたって組合資金（積立金）を思うように徴収できるか、④組合を構成する組合員は定期的な勘定の給料生活者にあたる定雇労働者又は低額給料者か、⑤その他組合の組織にあたっての定款の作成を挙げ、なかでも⑤が大切だが自覚が不十分な人も多い、という現実を示した。また授産講習は実際には技術講習にとどまり、メンバーは疲労と余暇の欠如により夜間講習に出席すること自体が困難であった（1935a：134-6）。

一方、学童の保護を目的とした「向上倶楽部」と、保育児の家族の教化を目的とした「保護者倶楽部（家族倶楽部）」は、娯楽や慰安を通じて情操教育と自治訓練に資する「自治施設」として順調に展開した。休日の演芸会はお互いに顔なじみになる機会となり、役員会も設置された（1935b：144, 147-8）。

#### (2) セツルメントの無産者性と協同組合の中立性

安達正太はセツルメントを、「無産者に対する教育運動であり、大衆協同の運動」と認

識して、積極的に大衆に呼びかけるためには大衆の日常生活の実際に即した協同自治の組織をもつ必要があるため、セツルメントが消費などの協同組合に取り組むことには意義があると考えた。ただし困難な条件として、①資金が乏しい、②組合への理解が不十分である、③地域間の移動が多い、④近隣の親密度が薄い、を挙げ、セツルメントが介在してこれらの条件をクリアすることを期待した。安達は、貧困な人たちに組合を結成させることには困難が伴うため、機械的に組合主義を適用すると中流以上の生活者に独占されがちになることを危惧した。そしてセツルメントがオルガナイザーとなることで、これらの危険性を取り除くことを期待したのであった（安達 1934：34-5, 39-42）。

東京帝国大学セツルメントで実践を経験した松本征二もまた、一時セツルメントの協同組合化は流行し、その後も存在価値を認めた者もいるが、貧困な住民の家庭経済との関係や、社会事業と協同組合との組織面での矛盾についての認識が不十分なため、セツルメントの対象とは異なる中流階級への援助に終わることもあると指摘した（1934a：79）。

#### (3) 協同組合と隣保事業の相違点と相補性

とはいえ松本征二は、協同組合運動自体に否定的だったわけではなかった。松本は隣保事業から協同組合への期待が弱まった社会的な背景について、以下のように説明した。

「大正年間の終から昭和の最初にかけて社会運動の盛に行はれた頃、社会事業もその余波を受けて所謂理論闘争時代を現出した。さうして隣保事業も、正しくその厳正な批判的となり、その結果、一部の人間に於ては、隣保事業対象の協同組合化こそ進むべき唯一の道であると唱

導せられ、既にそれを実行に移した団体もあつた。其後社会の変化資本の独占化の促進、ファシズム的傾向への前進、労働運動への圧迫、要するに資本主義の矛盾の激化は、自由主義、民主主義的思潮の存在すら狭隘ならしめ、社会事業界に於ても、社会事業対象の総体的増加、経営の困難、事業公営化の色彩濃厚、自由主義的思潮の衰退と国民的思潮の台頭等の変化が齊された。従つて又隣保事業対象の組合化も一時程には叫ばれなくなつたのである」(松本征二 1934b : 22 - 3)

そして松本は、住民を支援するためには、隣保事業と住民が知り合い、信頼しあうことが必要であると述べた。隣保事業による住民の協同組合化は、上から下への指導ではなく自主的・自治的な組織づくりであり、組合員は主張するだけでなく義務も果たすという主張は、今日でいうアソシエーション論、あるいは市民社会論を想起させる(松本征二 1934b : 24 - 5)。

松本の真意は、隣保事業と協同組合の組織としての特質や、住民の社会階層の違いにも着目しなければならない、と主張することにあつた。松本は「注意すべき点」として、第一に「隣保事業と協同組合との組織上の矛盾」を挙げ、隣保事業は本質的には上から下への一方的な運動であり、隣保事業は組合に改称しない限り自主的なものにはならないが、協同組合は本質的には自治組織のため、両者には明確な違いがあることを指摘した。二つの団体が相反する方向を歩むようになると、この違いが問題になるのである。「注意すべき点」の第二は「組合員の階級」であり、隣保事業は、生活に余裕のある人から最も貧困な人までを「その地区全部の人」として漠然と含むが、協同組合を組織化する際には、出資

金の徴収によって対象が限定され、上位の階級が大部分を占めて、中流階級の生活援助に終わるという状態も生じることになる。また隣保事業の職員は、薄給にもかかわらず多くの業務をおこなわなければならないため、協同組合の組織化を担当することは、理想的だが困難でもあつた(松本征二 1934b : 25 - 8)。

中原賢次もまた、協同組合運動の中流性と相補性を指摘した。経済運動としての協同組合では組合員の購買力も重要であり、組合員には一定の生活基盤を有することが求められる。しかし貧困な人々には協同組合は無効であり、慈善・救済事業的なセトルメントの組織に協同組合が入ると、失敗に終わる。組合員の経済生活を合理化しようとする協同組合運動は購買力の結束による生産の統制を目指すため、購買力の無い者は存在意義を認められなくなる。また、自主的に行動する組織として「組合員の総意による行動の決定」という自主性を重んじる協同組合では、他の人格の影響下にある者は組合員と認められないため、セトルメントが協同組合を支配下におくと、それは協同組合ではありえない。このように、「新しい社会」の建設を目指す協同組合とセトルメントには対立点もあり、「貧困な隣人による消費組合」は容易ではない。しかし貧困な人たちの利益も含めて、人類の生活を高めようとする協同組合にとっては、貧困な人たちに教育をおこなうためにはセトルメントは必要であり、セトルメントもまた協同組合や協同組合精神について教育するためには協同組合を必要とするという「相補性」が、中原の結論であつた(1935 : 35 - 41)。

本稿で取りあげた論文や座談会のなかで、比較的早い時期にセトルメント・隣保事業と協同組合の関係について言及されたのは、1929(昭和4)年12月に『社会福利』に掲載された「隣保事業座談会」であつた。その5

年後にあたる1936（昭和11）年12月に『社会福利』に掲載された「隣保事業座談会」では、出席者の谷川貞夫が経済的事業の限界について、以下のように発言した。

「事業自体に経済的問題に関する能力がないから致方がないといへば、それまでですがそれではいけない。隣保事業が直接経済的な効力を与へ得ることは困難でありませうが、それへの基礎的働きかけは心がけねばならないと思ひます。一時やかましく唱へられましたが、いまだに協同組合に関する適当な組織の見るべきものは持たれてはいないし、授産などといつても問題にならない状態です。パンを求めて居るのに徒に精神だけを与へやうとして居るかの如く見られる。しかもその、精神なるものは対象にとつては甚だ空しいものであるらしい」（隣保事業座談会 1936：66）

### おわりに一本稿で得られた新たな知見

貧しい人々が多く住む地域では、住民に物質面でのニーズと精神面でのニーズがあり、セツルメントや隣保事業が精神面のみからかわることには限界があったため、経済的事業が展開された。「経済的」には授産事業なども含まれたが、「賃金の上昇」などの労働問題的な側面で効果をあげることは困難なため、経済的事業には消費組合などの協同組合運動へと発展し、資本主義的な経済機構の修正が期待された。

協同組合運動が有する自治的・民主主義的な性質はセツルメントの目標と一致するため、セツルメントは協同組合運動に期待した。しかしセツルメントや隣保事業に残っていた保守的な性質により、セツルメントや隣保事業が協同組合そのものになることは困難であっ

た。協同組合運動の「中流性」とセツルメント・隣保事業による「貧困な住民への支援」という、現実面での相違もあった。

そのため経済面を入口として精神面の向上を図る協同組合運動と、精神面を入口として貧困な地域住民の経済面も含めた改善を目指すセツルメント・隣保事業の、「合体」ではなく「相補性」が提案された。協同組合がその精神を貧困な人々が集住する地域の住民に伝えるためには、セツルメント・隣保事業という「教育の場」が必要であり、セツルメント・隣保事業が貧困な人々が集住する地域の住民に協同組合的な自治の涵養を説いて、住民が主体としての力量を身につけられるように支援するためには、協同組合運動との協力が必要であった。そして両者を媒介するのは、「教育」であった。

セツルメントの思想では、実存主義を基盤とした人道主義・理想主義が濃厚だが、経済的事業や協同組合運動と接点をもつことで、功利主義と思想的に交流する可能性もあったのかもしれない。イギリスで社会政策や福祉国家を発展させたのは、人道主義・理想主義だけでなく功利主義でもあったことを考えると、興味深い論点である。

### 【文献】

- 安達正太（1934＝昭和9）「セツルメントを語りて提案一つ」『社会福利』第18巻第6号  
 藤野井行仁（1934＝昭和9）「都市隣保事業の進路」『社会事業』第18巻第6号  
 林文雄（1935＝昭和10）『「セツルメント」を語る』『社会事業研究』第23巻第7号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）  
 印具昭夫（1932＝昭和7）「セツルメントの運用に就いて」『社会事業研究』第20巻第3号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）  
 木立義道（1930＝昭和5）「暗中模索のセツルメント」『社会事業』第14巻第3号

- 木立義道 (1932 = 昭和7) 「経済運動への前進」『社会福利』第16巻第4号
- 松本征二 (1934 = 昭和9a) 「本邦に於けるセツルメントの現状批判」『社会福利』第18巻第2号
- 松本征二 (1934 = 昭和9b) 「隣保事業対象の組合化に就て」『社会福利』第18巻第9号
- 松本徳二 (1933 = 昭和8) 「セツルメントの哲学」『社会福利』第17巻第4号
- 三谷此治 (1931 = 昭和6a) 「隣保事業の参与すべき経済運動の研究」『社会福利』第15巻第2号
- 三谷此治 (1931 = 昭和6b) 「隣保事業の参与すべき経済運動の研究 (其の二)」『社会福利』第15巻第4号
- 三谷此治 (1931 = 昭和6c) 「隣保事業の参与すべき経済運動の研究 (其の三)」『社会福利』第15巻第5号
- 三谷此治 (1931 = 昭和6d) 「隣保事業の参与すべき経済運動の研究 (其の四)」『社会福利』第15巻第6号
- 三谷此治 (1931 = 昭和6e) 「隣保事業の参与すべき経済運動の研究 (完)」『社会福利』第15巻第8号
- 三好豊太郎 (1931 = 昭和6) 「セツルメントの目標」『社会福利』第15巻第8号
- 森健蔵 (1936 = 昭和11.) 「都市隣保事業を反省する」『社会事業』第20巻第6号
- 中原賢次 (1935 = 昭和10) 「協同組合はセツルメントの組織体たり得るや」『社会福利』第19巻第10号
- 大田兼一 (1935 = 昭和10a) 「隣保事業の運行と実績を述べて理論に及ぶ (2)」『社会事業研究』第23巻第8号 (復刻版第1刷, 1976年, 文京出版)
- 大田兼一 (1935 = 昭和10b) 「隣保事業の運行と実績を述べて理論に及ぶ (3)」『社会事業研究』第23巻第9号 (復刻版第1刷, 1976年, 文京出版)
- アマルティア・セン (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳, 1992 = 1999) 「不平等の再検討—潜在能力と自由」岩波書店 (Amartya Sen "Inequality Reexamined")
- 瀬邊恵信 (1932 = 昭和7) 「極貧者の消費組合について」『社会福利』第16巻第4号
- 柴田謙治 (2017 = 平成29) 「戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の定義, 目的と人権思想」金城学院大学論集 (社会科学編) 第14巻第1号
- 柴田謙治 (2018a = 平成30) 「戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の対象と運営主体, 実践方法をめぐる議論」金城学院大学論集 (社会科学編) 第14巻第2号
- 柴田謙治 (2018b = 平成30) 「大林宗嗣と志賀志那人のセツルメント論—教育という方向と協同組合という方向」金城学院大学論集 (社会科学編) 第15巻第1号
- 竹中竹 (1930 = 昭和5) 「日本における隣保事業は」『社会事業』第14巻第3号
- 田中法善 (1935 = 昭和10) 「総合的社会施設としての隣保事業」『社会事業』第19巻第3号
- 谷川貞夫 (1930 = 昭和5) 「その基調を教育運動と協同組合とに置きたい」『社会事業』第14巻第3号
- 上野光規 (1935 = 昭和10) 「都市隣保事業の趨向」『社会事業研究』第23巻第2号 (復刻版第1刷, 1976年, 文京出版)
- 吉田源治郎 (1930 = 昭和5) 「セツルメント事業の対象」『社会事業』第14巻第3号
- 「隣保事業座談会」(1929 = 昭和4) 『社会福利』第13巻第12号
- 「隣保事業座談会」(1936 = 昭和11) 『社会福利』第20巻第12号

## 注

- 1) この段落の文章は, 柴田謙治 (2018a) の「はじめに」の記述と同一である。柴田謙治 (2017) で得られた新たな知見を要約するとこのような文章になるため, やむを得ず同一の記述を使用した。
- 2) この段落の文章は, 柴田謙治 (2018a) の「終わりに」の記述と同一である。柴田謙治 (2018a) で得られた新たな知見を要約するとこのような文章になるため, やむを得ず同一の記述を使用した。